

総社市職員給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第10号

総社市職員給与支給規則の一部を改正する規則

総社市職員給与支給規則（平成17年総社市規則第29号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
<p>(地域手当の支給)</p> <p>第11条 給与条例第13条第1項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 伊勢原市</u></p> <p><u>(5) 富山市</u></p> <p>2 給与条例第13条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 伊勢原市 100分の10</u></p> <p><u>(5) 富山市 100分の3</u></p> <p>3 略</p>	<p>(地域手当の支給)</p> <p>第11条 給与条例第13条第1項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 給与条例第13条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。